



福井小水力利用推進協議会

2017年度（第6回）通常総会・活動報告会

2017年 7月2日（日）

14:00～16:45 受付開始 13:30 から

会場 アオッサ6階 602室 （福井市手寄 1-4-1 / 0776-20-6101）

アオッサは JR 東口から徒歩 1 分です。ご来場には公共交通機関をご利用下さい。

対象 会員

プログラム



14:00-15:00 総会

15:15-16:45 活動報告会

オーストリア水車視察報告

県内事例視察報告

エネルギー教育事業（三谷財団補助）報告

17:30-19:30 懇親会（八兆屋福井駅店）



f-water.org

ホーム

福井小水力利用推進協議会

お知らせ・イベント
ニュース
活動
補助金
協議会
リンク
サイトマップ



水の力がつくる地域の明るい未来

福井や日本に小水力利用を普及させること / 地域を流れる水で発電する事業を起すこと / そこから地域の再生を図ること

●連絡先 メール yyy.minagawa@gmail.com 皆川陽一郎まで

福井小水力利用推進協議会 第6回通常総会 (2017)

日時 2017年7月2日 (日) 14:00~16:45

場所 地域交流プラザ アオッサ602室

プログラム

(1) 通常総会 (14:00~15:15)

開会

議長選出

第1号議案	2016年度	事業報告について	資料1
第2号議案	2016年度	決算報告について	資料2
第3号議案	2016年度	監査報告について	資料3
第4号議案	2017年度	事業計画について	資料4
第5号議案	2017年度	予算について	資料5

その他

閉会

(2) 活動報告会 (15:15~16:45)

- 1) オーストリア水車視察 (皆川陽一郎氏)
- 2) 県内事例: 浄土寺川ダム (有賀祥夫氏、脇本幹雄氏)
- 3) 県内事例: このき谷発電所 (皆川陽一郎氏)
- 4) エネルギー教育 (三谷財団助成) 事業 (増田頼保氏)

(3) 懇親会 (17:30~19:30)

八兆屋福井駅前店 (プリズム福井 0776-28-1189)

会費 5,000円 (受付で申込または申込確認、担当 有賀理事)

資料1 2016 事業報告

2016年度の主たる事業は、例年の複数展示会出展のほか新たに永平寺ダムの発電調査事業と関連した講演会や研修会、ピコ水車の開発（展示から教育事業へ）、そして県のまちエネ協議会や全国小水力発電金沢大会への関与です。山田水車や田嶋水車も動き出しました。この業界で活躍する会員も育っています。

- ・ **会員25**（17/3/26 現在、正会員19 団体会員6）
- ・ **会議** 理事会（2回：17/9/30、17/3/26）他はML会議
- ・ **会員サービスと広報**
 - (1) 全国水力協ニュースレターNo. 39, 40, 41, 42, 43ファイル送信
 - (2) 会員ML（mem@ml.f-water.org）による情報提供
 - (3) PR出展
 - ・ ふるさと環境フェア2016（県主催、出展、産業会館 16/11/23）
 - ・ ユニーエコ博（出展、後援、エルパ 16/11/19, 20）
 - ・ さばえ環境フェア（出展+WS、鯖江市嚮陽会館 17/6/18）
- ・ **交流事業・委員会等**
 - (1) 関西広域小水協理事会（吉田理事）
 - (2) 全国小水力利用推進協議会理事会（菊沢会長）
 - (3) 福井市環境推進会議（増田理事）
 - (4) まちエネ協議会（県環境政策課、菊沢会長）
- ・ **研修会・見学会・調査・研究**
 - (1) 土曜塾（鯖江市民活動センター）第3回出講（16/9/10）
 - (2) 関西広域小水協主催「第5回小水力発電を訪ねる旅：姉川ダム、バイオマス、石徹白ほか」参加（16/10/22, 23）
 - (3) 永平寺ダム発電調査事業（H28年度地域主導型再生可能エネルギー等事業化促進事業）（16/9/9-17/2/28）関連事業：会議5回、現地調査・専門家招聘研修2回ほか
 - ・ 和歌山県有田川町二川ダムヒヤリング調査（16/11/11）
 - ・ まちエネ協議会小水力分科会（県庁 16/11/14）
 - (4) 福井県立大学オープンカレッジ（16/11 5回、うち1回出講11/8）
 - (5) 第2回全国小水力発電大会（金沢 16/12/1, 2, 3 第4分科会「農業用の活用」座長）
 - (6) 適地調査（大丹生町北野用水, 17/3/22）
 - (7) 活動報告会（16/3/26, アオッサ608）
 - (8) 関西広域小水協主催「海外視察」参加（17/5/11-16）
 - (9) エネルギー教育WS（三谷財団助成）事業5回（第1回東郷地区 17/6/24）

資料 2 2016 収支決算 平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日

収入	予算	決算	内訳
会費収入	40,000	38,000	個人 19 名×¥2,000
	25,000	30,000	団体 6 社×¥5,000
事業費・賛助金	4,000	10,000	土曜塾¥5,000、ユニー出展料¥5,000
利子、その他	1,000	0	
繰越金	33,784	33,784	
計	103,784	111,784	

支出	予算	決算	内訳
総務費	5,000	0	
会費	10,130	10,000	全国小水協正会員 2017 年度会費
事業費	45,000	30,530	第 5 回総会スクリーン費 7/3 ¥540 理事会会場費 9/30 ¥2,880 普及啓発班活動費 9/30 ¥10,000 永平寺町小水力利用推進協議会活動費 10/25 ¥10,000 研修会会場費 3/26 ¥3,420 第 6 回総会 7/2 会場費 ¥3,690
資材購入費	20,000	11,664	水中ポンプ購入費
旅費、参加費	15,000	15,000	関西小水協派遣旅費等
その他支払い、繰越金	8,654	44,590	
計	103,784	111,784	

会計監査報告

平成28年度の福井小水力利用推進協議会の収入、支出、決算等につきまして、会計帳簿ならびに関係書類等を、平成29年6月27日に監査いたしました結果、収入、支出、決算および残高に誤りなく適正に処理されていたことを認め、報告いたします。

平成29年6月27日

福井小水力利用推進協議会

監事 脇本 幹雄 印

資料4 2017 事業計画（案）

2017年1月に三谷財団の補助事業に採択された独自開発のピコ水車によるエネルギー教育ワークショップを無事終了させ、次に繋げます。また、小水力発電関連委員会や関連事業に貢献します。協議会の位置づけと役割、および会員への貢献の仕方を改めて考えます。

・ 会員サービスと広報

- 全国水力協のNLの配布（年4回程度 メール配信）
- 会員MLによる情報提供
- 協議会や小水力利用のPRのための出展や講演

・ 交流事業

- 全国小水力利用推進協議会への理事派遣
- 関西広域水力協への理事派遣
- 地方小水協研修会への参加

・ 班事業

- ① 調査研究班（適地調査や商品開発事業）
- ② 普及啓発班（ものづくり、教育や啓発目的の事業）
- ③ 地域づくり班（事業化、および事業化を通じた地域おこし事業）

・ 事務局（運営WGを解消し、政策提言などの活動を事務局に期する）

- 情報発信，全国小水力利用推進協議会等との連絡
- 企画、連携の場づくり，政策提言など
- 総務、会計

資料5 2017 予算書（案） 2017 年 7 月 1 日～2018 年 6 月 30 日

収入	2017	内訳
会費収入	70,000	会費 個人\2000×20 名、団体\5000×6 社
事業収入等	110,000	山田技研(株) 展示会協力費など
利子、その他	1,000	
繰越金	24,590	
計	205,590	

支出	2017	内訳
総務費	5,000	通信費、諸費
会費	10,000	全国小水協正会員 2018 年度会費
事業費	155,000	会場費（総会、活動報告会） \15,000 講演料，専門家招聘など ¥50,000 班事業（3 班） ¥60,000 県外視察費 ¥30,000
旅費、参加費	15,000	関西小水協旅費
その他	20,590	
計	205,590	

役員名簿

氏名（敬称略）	役	備考
有賀 祥夫	理 事	水文環境技術士事務所
菊沢 正裕	会 長 理 事	福井県立大学名誉教授
鈴木 早苗	理 事	土曜塾塾長
高嶋 義和	理 事	ジビル調査設計(株)
田嶋 哲雄	理 事	ローカーボンライフ研究所
中川 伸二	理 事	IPCC リポートコミュニケーター
藤原 一功	理 事	(有) トーフ設計所長
増田 頼保	副会長 理 事	現事務局長 NPO 法人 森のエネルギーフォーラム副理事長
皆川陽一郎	事務局長 理 事	株式会社 サンワコン エネルギー開発部 部長代理
吉川 守秋	理 事	株式会社 市民共同発電所代表取締役
吉田 裕則	理 事	関西広域水力協理事, (株)理創電力代表取締役
脇本 幹雄	監 事	佐幸測量設計 株式会社技師長

氏名（敬称略）	役	備考
山本 拓	顧 問	衆議院議員（自民党資源・エネルギー戦略調査会長）
辻 一憲	顧 問	福井県議会議員, 前理事
田中 敏幸	顧 問	福井県議会議員

福井小水力利用推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 協議会は、本部を福井県福井市花堂北1丁目7-25（株式会社サンワコン）内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
 - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の正会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

(理 事)

第6条 本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。

(会 長)

第7条 会長は本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1期を2年とし、連続して3期までとする。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は1期を2年とし、再任を妨げない。

(監 事)

第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および業務状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任し新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。
- 6 監事の人数は1人以上3人以下とする。
- 7 監事が会長・理事を兼務することはできない。

8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

(顧問)

第10条 本協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

(総会)

第11条 会長は年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 収支予算の決定
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 収支決算の承認
 - (5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集する。また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会長が付議すると決定した事項
 - (3) 本協議会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計)

第14条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

(班)

第15条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

- 2 班に班長をおく。班長は会長が委嘱する。
- 3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。
- 4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 5 班長及び班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 6 第5項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班長及び班員を罷免することができる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 5 事務局員の任免は理事会が行う。

(入会・退会・除名)

第17条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。
会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第18条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 個人会員の本人が死亡したとき

(2) 団体会員である団体が消滅したとき

(3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

第 19 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規約の変更)

第 20 条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第 21 条 協議会の解散は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 22 条 協議会設立時の会長および副会長は、第 7 条第 2 項および第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

2 この規約は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規約は平成 25 年 7 月 28 日の改定を経て、同日から施行する。

4 この規約は平成 28 年 7 月 3 日の改定を経て、同日から施行する。